

## 淀川水系流域委員会殿

2007. 9. 30

佐川克弘

## 異常渇水対策シュミレーションの問題点

河川管理者は第63回委員会に審議資料「淀川水系河川整備計画原案について 利水」（審議資料1-2）を提示しましたが、その中にある“⑦異常渇水対策”の試算結果を示し、結論として「異常渇水対策容量の確保が必要」と主張しております。

私は河川管理者のシュミレーションは“欠陥シュミレーション”であり、それが正されるまで審議は保留すべきだと思いますが、ここではp14の「琵琶湖水位変化図」の説明が明らかに間違っていることを指摘したいと思います。

というのはH16. 11. 10第8回ダムWG資料3-2の説明と異なっているからです。ダムWG資料の説明では琵琶湖最低水位が

マイナス1.91mとなるのはケース①

マイナス1.84mとなるのはケース③

マイナス1.67mとなるのはケース②'でした。

それではケースの内容はどんなものだったのでしょうか。それは次の通りでした。

ケース名	琵琶湖水位に対する取水制限率		維持流量の放流制限	琵琶湖最低水位
	-90cm以下	-120cm以下		
①	-10%	-20%	なし	1.91m
③	-19%	-28%	なし	1.84m
②'	-10%	-20%	あり	1.67m

(注) イ) 維持流量の放流制限率は、琵琶湖水位に対する取水制限率と同じ。

ただし淀川維持流量は70m<sup>3</sup>/S。

ロ) 河川管理者は「節水」などと、ややこしいことを言い出しているが、ケース③がそれに該当する。

これを見ても琵琶湖水位の低下に歯止めをかけるためには「維持流量の放流制限」の有効性が確認できる。

だからこそ過去に実績のある大川維持流量を20m<sup>3</sup>/sカットのケースもシュミレーションして、その結果を提示してもらう必要があると思う。

ハ) ケース②' と③は、6/16日の琵琶湖水位をBSL-20cmから-15cmに変更したケース。

ニ) 取水制限率を適用するのは上工水で、農水は「根拠薄弱で無責任な」架空の水量（推量？）。

ところで取水制限率が $-20\%$ とか $28\%$ となると「水道は使えなくなるのではないかと心配する委員もいらっしゃるかもしれません。利水に詳しい先生方には失礼なご説明となりますが、河川管理者の資料に基づいてご説明しておきます。

1) 上工水の取水制限は、H13実績の年最大取水量 $=73.449\text{ m}^3/\text{S}$ を対象とする。

なお、年最大取水量とは、日取水量の年最大値を秒単位に換算したものの。

2) 上工水のH13実績取水量（月別平均値）とそれぞれの年最大取水量に対する比率を下表に示す。

(注) 単位は $\text{m}^3/\text{S}$

	取水実績	年最大取水量に対する比率
1月	53.61	73.0%
2月	54.632	74.4
3月	54.896	74.7
4月	56.151	76.4
5月	56.703	77.2
6月	59.167	80.6
7月	62.857	85.6
8月	60.323	82.1
9月	57.635	78.5
10月	56.198	76.5
11月	55.208	75.2
12月	54.879	74.7

先にも述べた通り、取水実績はあくまでも月別平均値です。月の内でも一日一日取水量には凹凸があることは当然です。従って例えば10月に年最大取水量に対してマイナス $20\%$ 取水制限を適用すると利水事業者は無傷ではすまないでしょう。しかしその傷はカスリ傷程度であって命取りにはならないですむでしょう。マイナス $20\%$ と聞いて「ドッキリ」する必要はありません。なにせ平均値では $3.5\%$ も余裕があるのですから。

しかし、しつこいかもしれませんが、もっとも優先して検討すべきは大川の維持流量の放流制限です。 $20\text{ m}^3/\text{S}$ 制限すれば、上工水を取水制限しなくても琵琶湖の水位がマイナス $1.5\text{ m}$ を割り込むことを回避できると考えられるからです。